



おりお安心ネット通信

折尾警察署

☎ 093(691)0110



～地域との協働による犯罪・事故の起きにくい社会づくり～ 令和5年6月 第7号

なぜ思ってた...?

自分は大丈夫だと



飲酒運転は絶対にしない！させない！

飲酒運転を見掛けたら必ず110番！

県民は、飲酒運転を見掛けた場合等は警察官に通報するように条例で義務付けられています！

こんなときは、110番通報してください！

- ・駐車している車の運転席で飲酒している
- ・急発進、急加速を繰り返す車がある
- ・青信号なのに発進しない車がある
- ・ふらついて、蛇行している車を見掛けた



なにを通報すればいいの？

- ①いつ ②どこで ③どんな車 ④どんな人 ⑤どんな感じ ⑥どっちの方向
を伝えてください(飲酒運転かもしれない!ということをまず伝えてください。)



あなたの通報が悲惨な飲酒運転事故を未然に防ぎます！